



発行 新潟県

第48号

平成27年6月23日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 919 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 920 道路の区域変更(道路管理課)
- 921 道路の供用開始(道路管理課)
- 922 道路の区域変更(道路管理課)
- 923 道路の供用開始(道路管理課)

選挙管理委員会規程

- 8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第919号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀町の一部を受益地域とする県営阿賀津川地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年6月24日から平成27年7月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
阿賀町役場
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市水口沢 33 番から	新	8.3～36.6メートル	510.2メートル
同市山野田348番26まで	旧	8.3～18.4メートル	511.1メートル

◎新潟県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
十日町市水口沢33番から同市山野田348番26まで
- 3 供用開始の期日 平成27年6月23日

◎新潟県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町千手線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市水口沢 1493 番 1 から	新	15.8～30.1メートル	114.9メートル
同市中屋敷11番1まで	旧	12.8～43.2メートル	121.8メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 十日町千手線
- 2 供用開始の区間
十日町市水口沢1493番1から同市中屋敷11番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年6月23日

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略)	(略)	新潟市西区	(略)	(略)
	住宅型有料老人ホーム ころはす小針	新潟市西区小針 4丁目39—28		住宅型有料老人ホーム ころはす小針	新潟市西区小針 4丁目39—28
	特別養護老人ホーム 葵の園・新潟内野	新潟市西区内野 西3丁目9番12号			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。